

改正

昭和47年 3 月18日規則第 2 号
昭和47年 9 月16日規則第10号
昭和48年 5 月14日規則第12号
昭和49年12月24日規則第17号
昭和51年11月22日規則第16号
昭和52年 3 月31日規則第 6 号
昭和61年 3 月22日規則第 4 号
平成 6 年11月 4 日規則第23号
平成 7 年 3 月27日規則第 4 号
平成14年 3 月29日規則第13号
平成16年 6 月30日規則第89号
平成18年 3 月31日規則第25号
平成18年 9 月29日規則第38号
平成21年 3 月31日規則第 6 号
平成22年 3 月31日規則第 4 号
平成22年 3 月31日規則第 4 号の 2
平成23年 5 月31日規則第12号
平成30年 2 月 8 日規則第 1 号
令和 2 年 3 月30日規則第11号
令和 4 年 6 月10日規則第26号

五戸町病院事業の設置等に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、五戸町病院事業の設置等に関する条例（昭和43年五戸町条例第 6 号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

2 この規則では、五戸総合病院を「病院」、五戸町健診センターを「健診センター」、病院及び健診センターを「病院等」という。

(入院)

第 2 条 病院に入院しようとする者は、別記様式の入院願を提出し、院長の許可を受けなければならない。

2 前項の願出は、本人又は世帯主が行うものとする。ただし、本人又は世帯主ができないときは、親族その他の関係者が行うことができる。

(使用料及び手数料の納期等)

第 3 条 条例第 7 条の使用料及び手数料のうち、患者の直接負担に係る料金の納期限は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日とする。

(1) 入院に係る料金 納入通知を受けた日から 7 日

(2) 前号以外の料金 当該料金に係る行為をした日

2 通院及び入院患者が、特別の理由により、前項の期日に使用料及び手数料を納付できない旨願出のあったときは、調査のうえ、延納及び分納させることができる。

3 健診センターにおける手数料については、前 2 項の通院患者の例による。

(使用料及び手数料の免除)

第 4 条 条例第 8 条に定める使用料及び手数料の減免のうち、特に必要と認める徴収の免除は、次のとおりとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている者が国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の受給権の裁定を受ける場合に必要とする国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）に規定する診断書の作成交付に係る使用料又は手数料

(2) 児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）に規定する診断書の作成交付に係る使

用料又は手数料

(休診日等)

第5条 病院等の休診日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日とする。

2 健診センターの休診日若しくは休業日については、町長の承認を得て、院長が別に定めることができる。

3 院長は、職員に前項の休日を与えることが業務の運営に支障があると認める場合には、別の日又は分割してこれを与えることができる。

(診療時間等)

第6条 病院等の診療時間等は、月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後4時までとする。ただし、特別の理由があるときは、町長の承認を得て、院長が別に定めることができる。

(勤務時間)

第7条 病院等の職員の勤務時間は、月曜日から金曜日までの午前8時15分から午後5時までとする。

2 前項の勤務時間によりがたい業務に従事する職員については、町長の承認を得てその勤務時間を、院長が別に定めることができる。

(休憩)

第8条 前条に規定する勤務時間中、休憩時間は1時間置くものとする。

2 前条第2項に規定する職員の休憩時間については、院長が前項の例により適時置くものとする。

(協議事項)

第9条 町長は、次の事項については、院長の意見を聞いて行うものとする。

(1) 病院等の職員の任免、進退、賞罰その他人事に関すること。

(2) 病院等に関する条例、規則等の制定又は改廃に関すること。

(3) 設備の拡張、変更及び改廃に関すること。

(4) その他病院等に附随する事項に関すること。

(職員の退職)

第10条 病院等に勤務する職員が、退職しようとするときは、原則として、その1か月前に院長を経て町長に申し出なければならない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

2 次の規則は、廃止する。

(1) 五戸町国民健康保険診療施設規則（昭和31年五戸町規則第3号）

(2) 五戸町国民健康保険診療施設使用料及び手数料の特別料金の算定に関する規則（昭和36年五戸町規則第6号）

3 五戸町立病院附属看護学院学則（昭和38年五戸町規則第2号）の第1条を次のとおり改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和47年3月18日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年3月1日から適用する。

附 則（昭和47年9月16日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和48年5月14日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年12月24日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年11月22日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年3月31日規則第6号）

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月22日規則第4号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成6年11月4日規則第23号）

この規則は、平成6年11月6日から施行する。

附 則（平成7年3月27日規則第4号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第13号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月30日規則第89号）

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第25号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第38号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第6号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第4号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第4号の2）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月31日規則第12号）

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成30年2月8日規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日規則第11号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月10日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

院長	主治医	総看護師長	看護師長

事務局長	事務局次長	受付

科名	科	入院許可	年 月 日	保険別		
		入院	年 月 日			

入院願兼保証書（兼誓約書）

年 月 日

五戸総合病院長 様

1 貴院に入院したいので許可して下さるようお願いいたします。

患者番号					
患 者	ふりか 氏名			年 月 日生	性 別 男・女
	住所				
	電話	(自宅)	勤務先名		
		(携帯)	勤務先電話		
※願出人が患者本人の場合は、氏名の記入と押印だけとし、その他の欄は記入不要です。					
願 出 人	ふりか 氏名			年 月 日生	性 別 男・女
				患者との関係	
	住所				
	電話	(自宅)	勤務先名		
		(携帯)	勤務先電話		
連 帯 保 証 人	ふりか 氏名			年 月 日生	性 別 男・女
				患者との関係	
	住所				保証極度額
					円
	電話	(自宅)	勤務先名		
		(携帯)	勤務先電話		
私（連帯保証人）は、入院料その他の諸費用の全部又は一部が指定の期日までに未納の場合は、上記保証極度額の範囲内で患者、願出人と連帯してその責任を負うことを誓います。					

2 入院したうえは、貴院の諸規則並びに診療上指示されたことを遵守することはもちろん、次の事項を必ず守り、いかなる場合も決して貴院にご迷惑をかけないことを誓約いたします。

イ 入院料その他の診療に関する諸費用の患者負担の費用については、貴院から請求があり次第、遅滞なく支払います。もし支払いが遅延するようなことがあったときは、患者、願出人及び連帯保証人が連帯して支払いの責任を果たします。

ロ 退院の指示があった場合には、必ず指示された期日までに退院いたします。

患者の退院先について問題があるため退院が困難なときは、連帯保証人が引き取ります。

ハ 貴院から指示された書類、承諾書等は、指定の期日までに提出いたします。

ニ 諸規則に違反したとき、又は他の患者さんの迷惑になると判断されたときは、貴院の指示に従い即刻退院することを了承いたします。

(注)

(1) この入院願兼保証書(兼誓約書)は、入院したら所定事項を記入押印して速やかに提出してください。

(2) 未成年者は、願出人又は連帯保証人になることができません。

(3) 同一家族内の方は、連帯保証人になることができません。